

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

4条路線バス・生活福祉バス・JR伯備線等の利用状況、住民意識調査など必要な調査を法定協議会の承認を得て実施し、問題点と課題を整理した。調査結果を踏まえ、法定協議会において、地域や関係主体との合意形成を適宜図りながら、高梁市の公共交通の基本方針を設定した上で、計画の目標設定と具体的な事業計画に至るまでの計画を策定を行った。

### II 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

地勢、人口や高齢者の分布、主要施設(医療機関、商業施設、教育施設等)の配置、公共交通の利用状況、及び交通不便地区等に係るデータ・資料をComPASSを活用して整理した。また、公共交通に対する要望や現在の利用状況を把握するために、住民、高校生、大学生アンケート調査を実施するとともに、ヒアリング調査、バス乗り込み調査を実施して公共交通の課題を把握した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

過疎・高齢化の進行状況、スクールバス、福祉移送サービスなどを含め、公共交通全体の問題点・課題を整理するとともに、備中松山城や吹屋地区といった観光資源を活かした地域振興策の課題についても整理を行った。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

「市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通」「交通サービスの役割分担を明確にした持続可能な地域公共交通」「地域活性化に資する地域公共交通」を本市における公共交通の目標として掲げ、評価指標を「公共交通が利用不可能な人口の減少」「最低限の活動が可能な運行便数の確保(2便以下の人口減少)」「収支率20%以下の路線の縮小」「市街地循環線の利用者数増」「観光タクシーの利用者数増」と設定した。具体的な目標数値は、今後協議会で決定する予定である。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

新市の一体感の創出を醸成する公共交通サービスの提供と地域間格差の是正が喫緊の課題であるとともに、高齢者福祉や観光振興の視点からの公共交通の活用も課題である。これら課題は、合併時から広く認識されており、地域のニーズを踏まえたものである。

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

「市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通」に対して、市街地循環線の実証運行、生活福祉バス再編、交通結節点の環境向上を、「交通サービスの役割分担を明確にした持続可能な地域公共交通」に対して、4条路線バスの運行効率化、生活福祉バス再編、利用促進策(MM、情報提供等)の推進を、「地域活性化に資する地域公共交通」に対して、市街地循環線の実証運行、観光タクシーのドライバーガイド育成といった事業(案)を抽出した。これら事業(案)は、各目標を達成するために直接的に効果を発揮するものであり、合理的な内容となっている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>各事業(案)について、4条バス路線の見直しに関しては、事業者と協議を行い次年度以降の実証運行や運行効率化に向けた協議を続けており、詳細な内容までを検討している。市内各地区における生活福祉バスの再編や交通不便地区解消に向けては、今後地域住民とのワークショップにより、住民と協働で詳細な運行サービスを検討する予定である。また、スケジュールに関しても、市の総合計画に基づいて、具体的な年次計画を検討した。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>前述のとおり「公共交通が利用不可能な人口の減少」「最低限の活動が可能な運行便数の確保(2便以下の人口減少)」「収支率20%以下の路線の縮小」「市街地循環線の利用者数増」「観光タクシーの利用者数増」など、今年度構築したGISデータベース(ComPASS)を用いることで容易に計測可能であるとともに、わかりやすい評価指標を設定した。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>4条バス路線に関する実証運行事業に関しては、既存のバス事業者が行い、生活福祉バス(乗合タクシー含む)に関しては、市内タクシー事業者への委託を予定している。具体的には、運行サービスの詳細内容が決まり実証運行を行う段階で、入札により運行事業者を決定する予定である。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度に予定している「市街地循環線実証運行」「有漢地区での生活交通実証運行」「交通結節点整備」等の事業については、総合事業(計画事業)による国費と高梁市からの財政支出を予定している(高梁市の平成22年3月議会で審議予定)。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>実証運行を行うモデル地区では、各地域局と連携して、詳細な運行サービス等について住民と協働で検討予定である。この取り組みを通じて、住民自らが創り・守り・育てる地域公共交通の意識を醸成することで、自主的な利用促進等の協力体制を構築することを目論んでいる。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

#### IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

##### 1 協議会における審議体制等

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の審議事項については、設置要綱に定め、第1回会議で承認されている。協議会の連携計画に関する審議事項は、計画の作成及び変更、計画に位置づけられた事業の実施、その他必要な事項等。協議会での協議に向けた計画策定内容に関しては、適宜専門部会を開催するとともに、関係主体と協議を行い検討することとしている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

法定協議会の構成委員には各地区の代表者が含まれている。一般の市民の意見収集に関しては、住民・高校生・大学生アンケート調査、関係主体ヒアリング調査等により、直接的に住民意向を集約するとともに、パブリックコメントを実施する予定である(2/15～3/5予定)。また、詳細な事業推進にあたっては、各地区の住民とのワークショップ開催を予定しており、協働で運行計画を構築する予定である。

##### 2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

本年度の第1回協議会において、協議会の審議事項、調査事業内容の承認した。第2回協議会において、今年度の具体的な調査内容が承認された。第3回協議会では、現況調査等の結果報告、連携計画基本方針・計画目標案の審議を行った。第4回協議会において、事業計画案の審議を予定している。

- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

協議会の設置要綱において会議は原則公開と規定し、協議会は傍聴可能としている。

##### 3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

地域公共交通の目標や事業計画(案)を記載した連携計画書について、2月15日～3月5日までパブリックコメントを高梁市HP上で募集するとともに、市役所および各地域局で閲覧可能とする予定である。このプロセスを経ることで地域関係者の実質的な合意が形成されるものと考えている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。